



# 第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画最終案の概要

## 計画の基本理念

健康な歯と口腔をもち、誰もが生涯にわたり健康でいきいきと生活できるみやぎの実現

### 計画策定の趣旨

- 平成22年12月に「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定。
- 歯科口腔保健全般についての課題や施策の方向性、行政及び関係機関等の役割分担を明確にすることで、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため策定。

### 計画の位置づけ

- 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例に規定する基本計画。
- 県の総合的な健康づくりの指針である「みやぎ21健康プラン」の個別計画に位置付け。

### 計画期間

- 平成30年度から平成35年度までの6年間

### 推進体制

- 「宮城県歯科保健推進協議会」の運営等を通じて、歯と口腔の健康づくりに関わる関係者と十分に連携を図れるよう体制の整備を推進する。

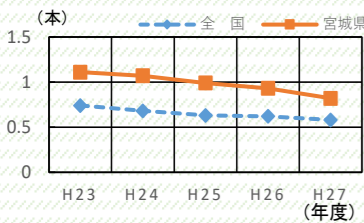
### 進行管理

- 毎年度、計画の進捗状況を「宮城県歯科保健推進協議会」及び「8020運動推進特別事業検討評価委員会」に報告し、実施すべき事業を検討するほか、必要に応じて推進方策の見直しなどを行う。
- 計画の進捗状況は、毎年度、取組の成果として取りまとめ、「宮城県歯科保健推進協議会」に報告の上、県ホームページ等で公表する。

## 宮城県の状況

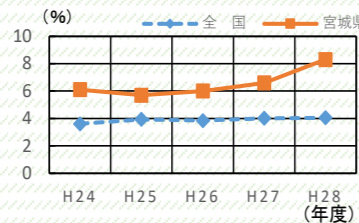
### 【乳幼児期】

- 3歳児一人平均むし歯本数
- 減少傾向だが、全国平均より多い。



### 【学童期】

- 12歳児の歯肉に異常のある割合
- 悪化傾向で、他県と比べて多い。



### 【壮年期】

- 進行した歯周病(4mm以上の歯周ポケットを有する人)の人の割合
- 45.0%(H24)→63.7%(H28)

出典：宮城県歯と口腔の健康実態調査

- 歯間清掃用器具(デンタルフロスや歯間ブラシ等)を使用する人の割合
- 57.7%(H24)→53.8%(H28)

出典：宮城県歯と口腔の健康実態調査

### 【高齢期】

- 80歳で20本以上歯を保持する割合
- 31.8%(H22)→39.8%(H28)

出典：県民健康・栄養調査

- 定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合
- 56.8%(H24)→45.0%(H28)

出典：宮城県歯と口腔の健康実態調査

## 推進の方向性

### 推進の方向性

#### 方向性1

乳幼児期及び学童期・思春期の歯科口腔保健対策の重点化

#### 方向性2

歯周疾患予防対策の強化

#### 方向性3

要介護者、障害児・者への歯科口腔保健対策の充実

#### 方向性4

施策の展開による連携づくりの推進

## 課題解決のために県が進めること

### 主な取組

方向性	取組
方向性1	① 妊産婦期・乳幼児期における乳歯むし歯の予防、口腔清掃の習慣づけ ○妊産婦期から乳幼児期にわたる定期的な歯科健康診査体制の推進 市町村による定期的な歯科健康診査体制の整備やむし歯予防対策が促進されるよう、歯科医師会と連携して市町村を支援する。 ○むし歯のある人の割合(むし歯有病率)等の地域間の差の解消への取組の推進 むし歯のある人の割合(むし歯有病率)等に地域間の差が認められる状況であることから、この差の解消に向け、フッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の普及に努める。 ○母子保健や子育て支援に従事する者の歯と口腔の健康づくりに関する資質の向上 母子保健・子育て支援に従事する者に対し、日常の業務の中で歯と口腔の健康づくりに関する啓発や支援に取り組めるよう、必要な知識や支援方法を習得できる機会の確保に努める。
	② 学童期・思春期における永久歯むし歯と歯肉炎の予防 ○生涯にわたり「生きる力」を育む歯科口腔保健教育、歯科口腔保健活動の推進 保健教育に従事する教職員の資質の向上に努め、学校全体として取り組む体制整備などを図る。学校歯科口腔保健に関する最新の情報収集に努めるほか、学校における歯科健康診断のデータ等を集計分析し、市町村教育委員会や学校等、関係機関への情報提供に努める。 児童・生徒がむし歯や歯肉炎予防に主体的に取り組む意識を高めるため、歯と歯肉の自己観察の習慣化やフッ化物配合歯みがき剤及び歯間清掃用器具の使用方法などの普及啓発を行う。
方向性2	③ 青年期における歯周疾患の予防と口腔清掃の徹底 ○地域保健と職域保健との連携による支援体制づくり 歯科医師会や保険者等との連携により、事業所での歯科健康診査・保健指導を推進し、地域保健と職域保健の連携体制づくりを推進する。 ○歯周疾患予防に効果的な方法の普及啓発の推進 個人で行う口腔清掃の方法として、歯間清掃用器具の活用を普及するほか、定期的に歯科健康診査や歯石除去等を受けるために、かかりつけ歯科医をもつことを促進する。 歯や口腔に関する行事や市町村事業等の機会を利用して、喫煙と歯周病等の関係等、歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発を積極的に推進する。
	④ 壮年期における歯周疾患対策と歯の喪失予防の推進 ○地域保健と職域保健との連携による支援体制づくり 歯科医師会や保険者等との連携により、事業所での歯科健康診査・保健指導を推進し、地域保健と職域保健の連携体制づくりを推進する。 保険者に対して、特定健康診査・保健指導における歯科口腔保健指導、糖尿病や喫煙と歯周疾患等の関係等についての普及啓発を推進する。 ○成人を対象とした歯科健康診査の機会の確保とその推進 全市町村で歯周疾患検診を実施するよう働きかけるとともに、歯間清掃用器具についての知識を普及啓発する。受診率の向上のための普及啓発活動、歯科医療機関での個別検診の推奨に努める。
方向性3	⑤ 高齢期における口腔機能の維持・回復、口腔衛生の維持 ○介護や介護予防に従事する者への歯と口腔の健康づくりの支援体制の構築 高齢者の持続的な歯と口腔の健康づくりが効果的に行われるよう、専門機関や研究機関などと協力して、市町村等へ情報提供や技術支援、人材の育成等の支援体制を構築する。 ○施設入所者や通所事業所利用者等の歯と口腔の健康管理の充実 施設入所者や通所事業所利用者等に対して、歯と口腔の健康管理が推進・定着されるように、施設に対して、歯科医療機関と協力を図るよう啓発・勧奨する。また、県歯科医師会などと協力して、地域の歯科医療機関が施設での口腔管理に協力する体制を整備する。
	⑥ 障害児・者における歯と口腔の健康管理の充実 ○障害児・者の歯と口腔の健康づくりのための地域支援機能の充実・連携の促進 個々の障害の状態に応じた歯と口腔の健康づくりを提示し、必要な支援が行われるよう、地域の保健・福祉・医療機関等が連携して諸活動に取り組むことを促進する。 在宅歯科医療連携室の周知を進めるとともに、在宅の障害児・者等が口腔のケアや歯科保健指導を受けやすい環境を整える。 ○障害児・者が利用できる歯科医療サービスの情報提供の促進 施設入所障害児・者に対して、歯科医療機関と施設とが協力して入所者の歯と口腔の健康管理が推進・定着されるよう、施設に啓発・勧奨する。
方向性4	⑦ 食育を通じた歯と口腔の健康づくり ○食育の視点を採り入れた歯と口腔の健康づくりの推進 子どもの頃からの肥満予防、大人の生活習慣病予防・改善、高齢者のフレイル対策等の啓発の際、食育と歯科保健の視点を加えるよう、関係機関と連携して取り組む。
	⑧ 口腔保健支援センターによる情報提供や研修の実施 ○情報の収集及び提供、市町村関係機関・団体等との連絡調整に関すること 事業への技術的支援を行い、保健所や市町村等の歯科保健担当者との検討の場を設けるとともに、好事例の収集と提供を行い、県内の歯科保健に関する情報の共有・連携に努める。 ○歯科口腔保健の推進を目的とした調査に関すること 歯科保健の実態を把握するため各種調査を実施し、情報の収集及び集計分析を行い、県内の歯科保健に関する課題を明確化し、今後の歯科保健施策に反映させる。

歯と口腔の健康維持

健康でいきいきと生活できるみやぎの実現